

## 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所の指定の 全部の効力を停止します

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2第4第1項の規定に基づき、次のとおり、指定障害児通所支援事業所の指定の全部の効力を停止します。

### 1 事業者の名称及び所在地

一般社団法人 J T E C C 代表理事 みぞぐち 溝口 けんすけ 健介

渋川市石原204番地16

### 2 対象事業所

事業所の名称	エースラボクリニック校
事業所の所在地	南町三丁目11番地2
サービスの種類及び指定年月日	放課後等デイサービス（令和2年6月1日）
処分内容	指定の全部の効力の停止

### 3 処分年月日

令和4年2月16日

### 4 許可及び指定の効力を停止する期間

令和4年3月10日から令和4年6月9日まで（3か月間）

※詳細は別紙資料のとおり

本件に関するお問い合わせ先

障害福祉課 障害政策係

電話 直通 / 027-220-5713